

大分市週休2日試行工事实施要領

(趣旨)

第1条

本要領は、建設業における働き方改革の推進の一環として、労働環境の改善に向けた意識向上及び将来の担い手の確保に資するため、建設業界における週休2日の普及に向けての効果及び課題を把握することを目的に「週休2日試行工事」を実施するものである。

なお、「週休2日試行工事」の対象のうち、受注者が週休2日による工事实施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に、「週休2日試行工事」を実施することができる「受注者希望型」とする。

(対象工事)

第2条

大分市が発注する土木工事のうち、設計金額が4,000万円以上とし、対象工事は特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示する。ただし、以下の工事は除く。

- ① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）
- ② 緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ③ 工期が90日未満の工事（特記仕様書等に記載された中断期間を除いた工期など）
- ④ その他発注者が指定する工事

(週休2日の定義)

第3条

本要領における「週休2日」とは、工事の着手前に4週間のうち6日間以上の休日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は一切行わず、1日を通して現場閉所することをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、祝日、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まないものとする。

なお、雨天等による天候不良で現場閉所した場合は、週休2日の休日に振替えることができるものとする。

(1) 休日取得形態は以下のとおりとする。

- ① 4週8休：4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。
- ② 4週7休：4週間のうち、7日間の休日を定め確保することをいう。
- ③ 4週6休：4週間のうち、6日間の休日を定め確保することをいう。

(2) 現場での作業に該当しない作業

- ① 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
- ② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
- ③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(実施内容)

第4条

(1) 受注者による意思表示

受注者は、契約後速やかに「週休2日試行工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告した上で協議を行い、実施の有無を決定する。

ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は認めないこととする。

(2) 計画工程表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得が確認できる工程表（様式1）を監督員に提出する。

計画工程表の作成に当たっては、第3条 週休2日の定義を反映させることとする。

(3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する。（別紙 表示例）

(4) 実施報告

受注者は、実施工程表等により週休2日の実施状況を取りまとめ、大分市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿の提示を求められた際には提示する。

(5) 変更協議

不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合には、事前に振替日（作業発生日の前後6日以内）を監督員へ報告の上、承諾を受けること。

また、天候不良については、不測の事態等と認める。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。

(6) 監督員の対応

監督員は、週休2日試行工事の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう指導する。

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施状況資料により休日の取得状況を確認する。

(間接工事費・工事成績の取扱い)

第5条

(1) 間接工事費等の取扱い

第4条「実施内容」に基づく計画が完全に達成できた場合は下記の休日取得形態に応じて、労務費、機械経費及び間接工事費率に以下の補正係数を乗じて増額変更する。ただし、市場単価については対象外とする。

また、休日の取得状況が4週6休に満たないもの、及び工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、変更の対象としない。

[土木工事積算基準 一般土木事業]

① 4週8休

労務費 1.05 機械経費(賃料) 1.04 共通仮設費 1.04 現場管理費 1.05

② 4週7休

労務費 1.03 機械経費(賃料) 1.03 共通仮設費 1.03 現場管理費 1.04

③ 4週6休

労務費 1.01 機械経費(賃料) 1.01 共通仮設費 1.01 現場管理費 1.02

[港湾土木請負工事積算基準 港湾・漁港事業]

① 4週8休

労務費 1.05

※ただし、港湾土木請負工事積算基準を適用する労務費については、高級船員、普通船員、潜水土、潜水送気員、潜水連絡員の5職種は対象としない。

(2) 工事成績評定の取扱い

第4条「実施内容」に基づく計画において、4週8休の休日の取得形態が完全に達成できた場合についてのみ、下記項目において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点を行わない。

- ・監督員① 5. 創意工夫 I. 創意工夫
- ・監督員② 2. 施工状況 II. 工程管理

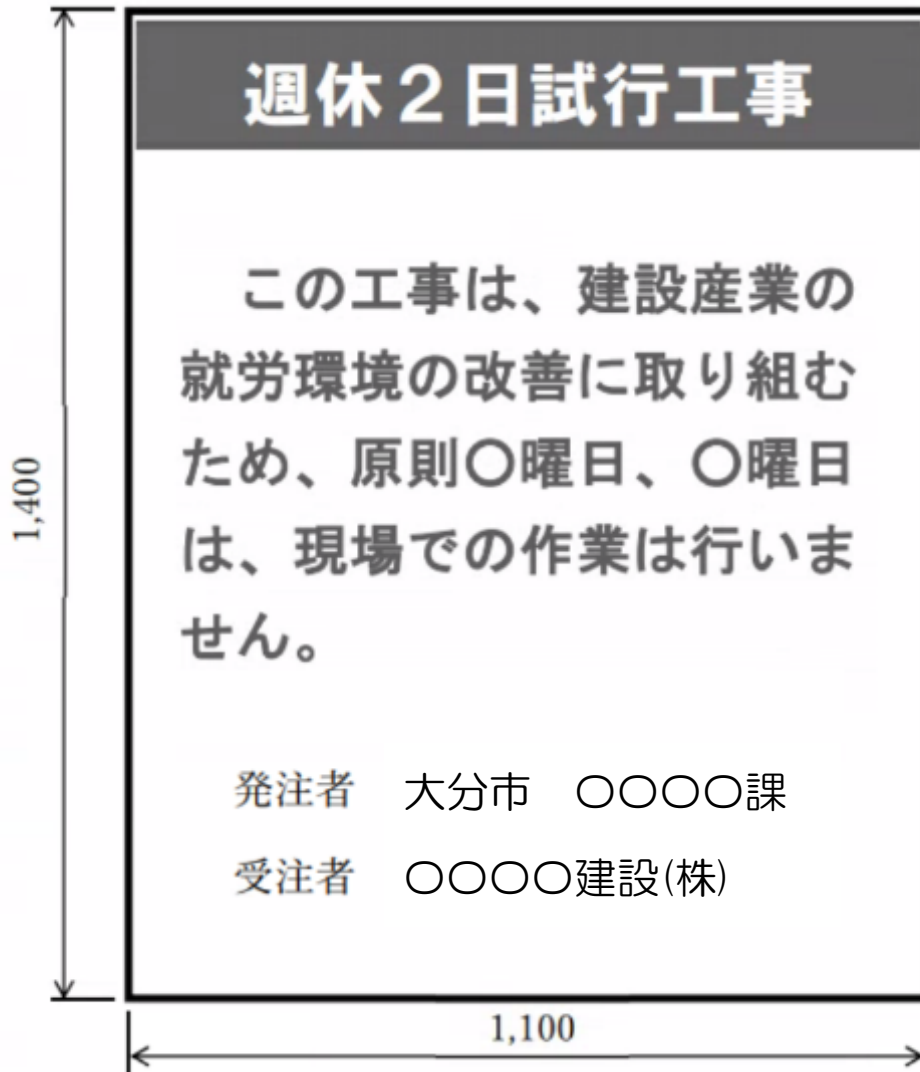
(その他)

第6条

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。



週休2日試行工事 休日等の考え方(例)

工期：令和2年6月1日～令和2年9月16日

【基本的考え方】

- ・本試行による休日とは、現場閉所(現場(現場事務所含む)での作業を行わない)とする。
- ・工事着手日から4週間(28日)を1サイクルとしてその間に6～8日の休日を取得する。
- ・一つのサイクルに祝日や年末年始休暇、夏季休暇等が含まれる場合、それらの日数を対象となる28日から減じた上で、4週6～8休の率を乗じて休日日数を設定。
- ・最後のサイクルから工期末までの間についても4週6～8休の率を乗じて休日日数を設定。
- ・雨天等により、作業を予定していた日に作業ができなかった場合は、休日を予定した日と振り返ることができる。
- ・休日を予定していた日に作業を行わなければならなくなった場合は、振替日を設定の上、作業を実施することができる。
- ・日曜日が祝日となる場合の振替休日(月曜日)は現場閉所日の対象となる。
- ・工期全体を通してサイクル毎の休日形態が変わる場合、達成の判断は最低の休日形態とする。

休日形態による休日率

休日形態	率
4週6休	6日/28日= 0.214
4週7休	7日/28日= 0.250
4週8休	8日/28日= 0.285

	月	火	水	木	金	土	日
計画	6/1	2	3	4	5	6	7
実績				着手日		休日1	休日2
計画	8	9	10	11	12	13	14
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
計画	15	16	17	18	19	20	21
実績	出勤	出勤	出勤	雨振替休	出勤	出勤	○
計画	22	23	24	25	26	27	28
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	突発出勤	○
計画	29	30	7/1	2	3	4	5
実績	出勤	出勤	出勤	6日以内振替	出勤	休日1	休日2
計画	6	7	8	9	10	11	12
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
計画	13	14	15	16	17	18	19
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
計画	20	21	22	23	24	25	26
実績	出勤	出勤	出勤	祝日	祝日	休日7	休日8
計画	27	28	29	30	31	8/1	2
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
計画	3	4	5	6	7	8	9
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
計画	10	11	12	13	14	15	16
実績	出勤	出勤	出勤	夏季休暇	夏季休暇	休日5	休日6
計画	17	18	19	20	21	22	23
実績	夏季休暇	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7	休日8
計画	24	25	26	27	28	29	30
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
計画	31	9/1	2	3	4	5	6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
計画	7	8	9	10	11	12	13
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5	休日6
計画	14	15	16	17	18	19	20
実績	出勤	出勤	完成				

・着手日から4週(28日)を1サイクルと考える
 ・雨などによる突発的な現場閉所日もカウント可能
 ・6日以内であれば、週を跨いでの振替も可能(隣接するサイクル間も可能)

一つのサイクルの中に祝日等が含まれる場合、試行工事上の休日は率により算出する。
 1サイクル目の例(祝日数:2日)
 対象日数=28-2=26日
 休日数=8日÷26日
 =30.7%>28.5%...OK

一つのサイクルの中に夏季休業等が含まれる場合、試行工事上の休日は率により算出する。
 1サイクル目の例(夏季休業日数:3日)
 対象日数=28-3=25日
 休日数=8日÷25日
 =32.0%>28.5%...OK

最終サイクルが28日に満たない場合は、率により判断する。
 対象日数=21日
 休日数=6日÷21日
 =28.5%>28.5%...OK